

市区町村別集計項目(推進体制等)

長崎県	
市区町村数	21

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (平成31年4月1日現在で有効なもの)			
								有			無	有			無
								条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	現在の状況
						14	17	4				18			
42	201	長崎市	市民生活部人権男女共同参画室	1	2	1	1	長崎市男女共同参画推進条例	平成14年9月25日	平成14年10月1日		第2次長崎市男女共同参画計画	平成23年度 ~ 令和2年度	1	
42	202	佐世保市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例	平成18年3月2日	平成18年3月2日		第3次佐世保市男女共同参画計画	平成30年4月 ~ 令和5年3月	1	
42	203	島原市	政策企画課	1	2	1	1				0	第2次島原市男女共同参画計画	平成27年度 ~ 平成31年度	0	
42	204	諫早市	人権・男女参画課	1	1	1	1	諫早市男女共同参画推進条例	平成25年6月28日	平成25年7月1日		第3次諫早市男女共同参画計画	平成30年4月1日 ~ 令和10年3月31日	1	
42	205	大村市	男女いきいき推進課(男女共同参画推進センター)	1	1	1	1				0	第4期おおむら男女共同参画プラン	平成29年4月 ~ 令和4年3月	1	
42	207	平戸市	総務部総務課行政班	1	2	0	1				0	平戸市男女共同参画計画	平成28年4月 ~ 令和3年3月	1	
42	208	松浦市	総務課	1	2	0	1				0	第2次松浦市男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
42	209	対馬市	総務課	1	2	0	1				0	第3次対馬市男女共同参画計画	平成29年3月1日 ~ 令和3年2月28日	1	
42	210	壱岐市	政策企画課	1	2	1	1				0	第2次壱岐市男女共同参画基本計画	平成29年4月1日 ~ 令和9年3月31日	1	
42	211	五島市	市民課	1	2	1	1				0	第3次五島市男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
42	212	西海市	市民課	1	2	1	1	西海市男女共同参画推進審議会条例	平成19年3月30日	平成19年4月1日		第2次西海市男女共同参画基本計画	平成30年4月1日 ~ 令和10年3月31日	1	
42	213	雲仙市	地域振興部地域づくり推進課	1	1	1	1				0	第3次雲仙市男女共同参画計画	平成30年4月 ~ 令和4年3月	1	
42	214	南島原市	市民生活部 市民サービス課 人権・男女共同参画班	1	2	1	1				0	第3次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン	平成30年度 ~ 令和4年度	1	
42	307	長与町	政策企画課	1	2	1	1				0	長与町第3次男女共同参画計画	平成30年度 ~ 令和4年度	1	
42	308	時津町	企画財政課	1	2	1	1				0	第2次時津町男女共同参画計画	平成27年4月 ~ 令和2年3月	1	
42	321	東彼杵町	総務課	1	2	0	0				0			1	
42	322	川棚町	総務課	1	2	0	0				0			0	
42	323	波佐見町	企画財政課企画班	1	2	0	0				0	第二次波佐見町男女共同参画計画	平成30年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
42	383	小値賀町	総務課	1	2	0	0				0			1	
42	391	佐々町	総務課	1	2	1	1				0	第二次佐々町男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
42	411	新上五島町	総務課	1	2	1	1				0	新上五島第3次男女共同参画基本計画	平成31年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 令和2年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 令和2年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(平成31年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5							0	5	4	1	0	4	1	0
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	アマランス	850-0874	長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館1階	095-826-0018	095-826-2244	http://ngs-shiminkaikan.jp		○		○				○
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	スピカ	857-0863	長崎県佐世保市三浦町2番3号アルカス SASEBO2階	0956-23-3828	0956-23-3880	http://www.city.sasebo.lg.jp/siminseikatu/jinken/spica.html		○	○				○	
42	203	島原市															
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	ひと・ひと	854-0016	長崎県諫早市高城町5-25 高城会館2階	0957-24-1580	0957-22-9145	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post29/7407.html		○	○				○	
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	ハートパル	856-0832	長崎県大村市本町458番地2	0957-54-8715	0957-54-8700	https://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html		○	○				○	
42	207	平戸市															
42	208	松浦市															
42	209	対馬市															
42	210	壱岐市															
42	211	五島市															
42	212	西海市															
42	213	雲仙市	雲仙市男女共同参画センター		859-1107	長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地	0957-38-3111	0957-38-2755	http://www.city.unzen.nagasaki.jp/		○	○				○	
42	214	南島原市															
42	307	長与町															
42	308	時津町															
42	321	東彼杵町															
42	322	川棚町															
42	323	波佐見町															
42	383	小値賀町															
42	391	佐々町															
42	411	新上五島町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				3		13	0	0.0	16	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	4,265	221	5.2
42	201	長崎市	平成11年9月6日	ながさき男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							966	88	9.1
42	202	佐世保市	平成13年10月2日	男女共同参画都市させば宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							612	44	7.2
42	203	島原市				1	0	0.0	1	0	0.0							226	5	2.2
42	204	諫早市				1	0	0.0	2	0	0.0							226	5	2.2
42	205	大村市				1	0	0.0	1	0	0.0							173	13	7.5
42	207	平戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							163	0	0.0
42	208	松浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							144	6	4.2
42	209	対馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	9	5.0
42	210	壱岐市				1	0	0.0	1	0	0.0							239	4	1.7
42	211	五島市				1	0	0.0	1	0	0.0							239	13	5.4
42	212	西海市				1	0	0.0	1	0	0.0							87	2	2.3
42	213	雲仙市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	3	1.2
42	214	南島原市				1	0	0.0	1	0	0.0							427	9	2.1
42	307	長与町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	5	10.0
42	308	時津町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
42	321	東彼杵町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
42	322	川棚町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
42	323	波佐見町	平成18年6月1日	男女共同参画のまち宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
42	383	小値賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	1	3.1
42	391	佐々町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	3	9.4
42	411	新上五島町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	10	8.7

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	平成31年4月1日	2	令和元年5月1日	3	その他
---------	---	-----------	---	----------	---	-----

都道府県	市区町村	管理職の在職状況	職務上の地位別職員在職状況																								調査時点コード	その他												
			課長補佐相当職												係長相当職																									
			うち一般行政職				うち一般行政職				うち一般行政職				うち一般行政職				うち一般行政職				うち一般行政職																	
			管理職総数	うち女性	女性比率(%)	うち女性職数	女性比率(%)	部長長相当職	うち女性	女性比率(%)	うち女性職数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性	女性比率(%)	うち女性職数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性	女性比率(%)	うち女性職数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性	女性比率(%)	うち女性職数			女性比率(%)	係長相当職	うち女性	女性比率(%)	うち女性職数	女性比率(%)						
		1,342	153	11.4	1,068	112	10.5	204	8	3.9	174	8	4.6	165	17	10.3	138	16	11.6	973	128	13.2	756	88	11.6	1,247	262	21.0	977	188	19.2	2,848	784	27.5	2,037	515	25.3			
42	201	長崎市	241	30	12.4	163	27	16.6	43	2	4.7	31	2	6.5	43	10	23.3	32	10	31.3	155	18	11.6	100	15	15.0	34	5	14.7	22	3	13.6	374	67	17.9	240	51	21.3	1	
42	202	佐世保市	225	25	11.1	170	13	7.6	25	3	12.0	22	3	13.6	60	4	6.7	49	3	6.1	140	18	12.9	99	7	7.1	209	34	16.3	120	18	15.0	789	251	31.8	482	154	32.0	1	
42	203	島原市	36	2	5.6	31	2	6.5	8	0	0.0	8	0	0.0							28	2	7.1	23	2	8.7	16	1	6.3	11	0	0.0	96	21	21.9	78	11	14.1	1	
42	204	諫早市	109	8	7.3	94	6	6.4	9	1	11.1	9	1	11.1	26	1	3.8	24	1	4.2	74	6	8.1	61	4	6.6	112	23	20.5	87	11	12.6	198	60	30.3	161	43	26.7	1	
42	205	大村市	88	13	14.8	88	13	14.8	14	1	7.1	14	1	7.1	0	0		0	0		74	12	16.2	74	12	16.2	79	14	17.7	79	14	17.7	78	21	26.9	78	21	26.9	1	
42	207	平戸市	91	18	19.8	60	7	11.7	22	0	0.0	16	0	0.0	0	0		0	0		69	18	26.1	44	7	15.9	0	0		0	0		103	27	26.2	68	12	17.6	1	
42	208	松浦市	33	6	18.2	25	5	20.0	0	0		0	0		0	0		0	0		33	6	18.2	25	5	20.0	70	14	20.0	50	7	14.0	209	74	35.4	131	41	31.3	1	
42	209	対馬市	76	6	7.9	55	6	10.9	15	0	0.0	12	0	0.0	16	1	6.3	13	1	7.7	45	5	11.1	30	5	16.7	153	30	19.6	108	20	18.5	62	13	21.0	33	7	21.2	1	
42	210	香崎市	62	8	12.9	45	2	4.4	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0		0	0		53	8	15.1	38	2	5.3	35	11	31.4	22	4	18.2	118	45	38.1	62	14	22.6	1	
42	211	五島市	45	1	2.2	35	1	2.9	7	0	0.0	6	0	0.0							38	1	2.6	29	1	3.4	39	5	12.8	31	4	12.9	169	39	23.1	119	21	17.6	1	
42	212	西海市	47	7	14.9	33	3	9.1	11	0	0.0	9	0	0.0							36	7	19.4	24	3	12.5	70	22	31.4	53	16	30.2	70	24	34.3	56	21	37.5	1	
42	213	雲仙市	79	11	13.9	79	11	13.9	11	0	0.0	11	0	0.0	17	1	5.9	17	1	5.9	51	10	19.6	51	10	19.6	169	37	21.9	169	37	21.9	55	13	23.6	55	13	23.6	1	
42	214	南島原市	57	2	3.5	57	2	3.5	9	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	47	2	4.3	47	2	4.3	106	27	25.5	106	26	24.5	189	37	19.6	182	34	18.7	1	
42	307	長与町	37	9	24.3	37	9	24.3	13	1	7.7	13	1	7.7	0	0		0	0		24	8	33.3	24	8	33.3	21	9	42.9	21	9	42.9	34	12	35.3	34	12	35.3	1	
42	308	時津町	27	3	11.1	21	2	9.5	6	0	0.0	5	0	0.0							21	3	14.3	16	2	12.5	26	5	19.2	22	5	22.7	40	12	30.0	28	7	25.0	1	
42	321	裏彼杵町	12	0	0.0	12	0	0.0													12	0	0.0	12	0	0.0	3	1	33.3	3	1	33.3	31	9	29.0	31	9	29.0	3	令和元年9月1日
42	322	川棚町	12	1	8.3	10	1	10.0							1	0	0.0	1	0	0.0	11	1	9.1	9	1	11.1	8	2	25.0	5	0	0.0	24	4	16.7	21	3	14.3	1	
42	323	波佐見町	13	1	7.7	11	1	9.1	0	0		0	0		0	0		0	0		13	1	7.7	11	1	9.1	12	4	33.3	11	4	36.4	54	18	33.3	48	15	31.3	1	
42	383	小値賀町	10	0	0.0	9	0	0.0													10	0	0.0	9	0	0.0	11	2	18.2	8	0	0.0	17	2	11.8	16	2	12.5	1	
42	391	佐々町	12	0	0.0	10	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0	7	0	0.0	10	3	30.0	8	2	25.0	22	6	27.3	15	3	20.0	1	
42	411	新上五島町	30	2	6.7	23	1	4.3													30	2	6.7	23	1	4.3	64	13	20.3	41	7	17.1	116	29	25.0	99	21	21.2	1	

調査時点コード	1	平成31年4月1日	2	令和元年5月1日	3	その他
---------	---	-----------	---	----------	---	-----

都 道 府 県 村 コ コ ロ ド 名	市区町村	議会名	市区町村議会の議員の孤立支援体制に関する調査											調査 時 点 コ ロ ド	そ の 他				
			問1	問2	問3	問3(1)	問3(2)	問4	問5	問6	問7	問8	問9						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。1~4のいずれか一つを選択してください。	問1. で、1. を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されましたか。1~2のうちいずれか一つを選択してください。	問3(1)。問1. で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれに当てはまりますか。	問3(2)。問1. で1. を選択した場合、休職の期間の短縮については、減額の規定はありますか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のうちいずれか一つに○をつけてください。	問4. で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)を行っていますか。	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されていますか。	議員の利用することのできる授乳室が議会に設置または提供されていますか。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。							
1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(施設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし												
			1の合計	20	0	0	0	1	2	2	2	3	2		0	0	0		
			2の合計	1	20	0	20	6	5	5	5	16	6		1	1	2		
			3の合計	0		20	0	1	1	1	1	1	1		0	0	0		
			4の合計	0				13	13	13	13	1	9		20	20	19		
42-201	長崎市	長崎市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	2	2		4	4	4		1
42-202	佐世保市	佐世保市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	2	4		4	4	4		1
42-203	島原市	島原市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	2	4		4	4	4		1
42-204	諫早市	諫早市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	1	1	第2条 議員は、疾病、出産、災害その他のやむを得ない理由により出席できないとき又は差参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届けなければならない。	4	4	4		1
42-205	大村市	大村市議会	1	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	第2条 議員は、疾病、看護、介護、出産、育児、忌引、災害その他のやむを得ない理由により出席できないとき又は差参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届けなければならない。	4	4	4		1
42-207	平戸市	平戸市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4		1
42-208	松浦市	松浦市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	2	4		4	4	4		1
42-209	対馬市	対馬市議会	2				4	4	4	4	2	4	4		4	4	4		1
42-210	香枝市	香枝市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1
42-211	五島市	五島市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4	4		4	4	4		1
42-212	西海市	西海市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1
42-213	雲仙市	雲仙市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4	4		4	4	4		1
42-214	南島原市	南島原市議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4	4		4	4	4		1
42-307	長与町	長与町議会	1	2	3	2	1	4	4	4	4	2	2	第2条第2項 議員及び配偶者の出席のため、出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	2		1
42-308	崎津町	崎津町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1
42-321	東彼杵町	東彼杵町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4		令和元年9月1日
42-322	川棚町	川棚町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	4	2	4		4	4	4		2
42-323	渡佐見町	渡佐見町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		1
42-383	小籠賀町	小籠賀町議会	1	2	3	2	4	1	1	1	1	4	4	議員は、疾病、出産、育児、看護、介護、忌引、災害その他のやむを得ない理由により欠席し、差参し、又は早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない	4	4	4		1
42-391	佐々町	佐々町議会	1	2	3	2	4	4	4	4	2	4	4		4	4	4		1
42-411	新上五島町	新上五島町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4		2